

みんなの国民年金

平成18年度国民年金特集号



年金は世代と世代の支え合い

草加市の国民年金

●年金加入状況(平成18年9月末日現在)		●年金受給状況(平成17年度老齢、遺族、障害、福祉等の各年金)	
国民年金	第1号被保険者数(任意加入者含む).....41,424人	受給者数.....	33,283人
	第3号被保険者数.....21,283人	年金額.....	205億8,537万円
人口: 238,937人		世帯数: 100,028世帯(平成18年10月1日現在)	

国民年金の手続きはお済みですか？

国民年金は20歳から60歳になるまでのすべての方が必ず加入する制度です。
加入の種類は3つあり、就職や結婚などにより加入の仕方が変わることがありますが、
その都度きちんと届出をしないと、将来の年金が減ったり、受けられなくなる場合もあります。
人生の節目には、年金の届出をお忘れなく!!

第1号被保険者



の方、農業・自営業などの方、学生、フリーター、家事手伝いなどの方

第2号被保険者



厚生年金、共済組合に加入している方

第3号被保険者



第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）の方

加入手続

保険年金課、各サービスセンターの窓口へ

保険料は

平成18年度 月額 13,860円
国（社会保険庁）から送付される納付案内書により、全国の銀行・郵便局・農協・信用組合・信用金庫・労働金庫・コンビニエンスストア等で納めることができます。

納付が困難な場合には、免除制度がありますので、市の年金窓口でご相談ください。

加入手続

勤務先

保険料は

標準報酬月額 × 保険料率
（事業主と被保険者が折半で負担）
保険料は、給与から差し引かれ、加入している年金制度から拠出金として国民年金制度へ負担します。

加入手続

配偶者の勤務先

保険料は

配偶者（第2号被保険者）の加入している年金制度から国民年金制度へ拠出しているため、個人で納める必要はありません。
配偶者の扶養からはずれる事由（収入の増加・離婚等）が発生した場合、第1号被保険者となりますので必ずお届けが必要になります。

希望すれば加入できる人
（任意加入）

60歳以上65歳未満の人 海外に在住している人（20歳以上65歳未満で日本国籍のある人）
昭和40年4月1日以前に生まれた人で年金を受けるために必要な期間が足りない場合、70歳になるまでの間必要な期間を満たすまで加入できます。

第1号被保険者の保険料は...

平成18年度の保険料額

定額保険料・月額13,860円

付加保険料・月額 400円

（定額保険料に上乗せして納めることで、老齢基礎年金を受け取る際、プラスされます。）
納め方.....毎月の保険料は翌月の末日までに納めます。なお、前納（前払い）を利用すると保険料が割引になります。

口座振替納付が
おすすめです

- ①毎月の保険料を口座から「当月引き落とし」にするだけで月々50円が割引されます。
- ②保険料を前納（前払い）したときの割引額が大きくなります。

1年分（12ヵ月分）で比較してみると
平成18年度保険料額（13,860円）×12ヵ月.....166,320円
現金払いで1年分の保険料を前納した場合.....163,370円（2,950円割引）
口座振替で1年分の保険料を前納した場合.....162,830円（3,490円割引）

いちばんおトク

●年度途中からでも年度末の3月分までを一括納付すると割引になりますので、ご希望の方は社会保険事務所までご連絡ください。

保険料を納めるのが困難な方には、免除制度があります。

●法定免除

（届出をすることで免除になります）
障害年金や生活扶助を受けているとき。
厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

●申請免除

（申請し承認を受けると保険料の全額又は一部が免除になります）
所得が少なく、保険料を納めることが困難なとき、
（全額免除）保険料の全額（月：13,860円）の免除を受ける制度です。
（一部免除）保険料の一部（1/4（3,470円）、半額（6,930円）、3/4（10,400円））を納めて、それぞれ、3/4、半額、1/4の免除を受ける制度です。

●若年者の納付猶予

（申請し承認を受けると保険料納付が猶予になります）
30歳未満の人で本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料を後払いにすることができる制度です。

●学生の納付特例

（申請し承認を受けると保険料納付が猶予になります）
政令で定める学生本人の所得が一定額以下の場合に、保険料を後払いにすることができる制度です。

■保険料免除（猶予）期間と年金額

（若年者納付猶予）

	納付	1/4免除	半額免除	3/4免除	全額免除	学生納付特例
老齢基礎年金額の計算						
全額		5/6	2/3	1/2	1/3	

いずれの期間も受給資格期間に算入

申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例のポイント

免除（猶予）を受けた期間は、受給資格期間（25年以上）に算入されますが、その期間の老齢基礎年金額は、上表のように減額して計算した金額になります。
これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納める（追納）ことができ、追納された期間は全額納付と同じ年金額となります。
保険料の追納額は、免除及び納付猶予を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

国民年金基金

税制上の優遇や国からのバックアップを受けている公的な年金制度です。国民年金に上積みしてさらに豊かな老後を保障します。

●ポイント

- 一般の個人年金に比べて掛金が割安です。
- 掛金は全額社会保険料控除され、税金が軽減されます。
- 何口からでも加入でき、増減も自由。

●加入できる方は

- 埼玉県在住で、国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方。

お問い合わせは 埼玉県国民年金基金

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11・2 松栄浦和ビル2F



0120-65-4192

http://www.kokunenkin.or.jp

国民年金の給付

注意！添付書類の用意は受給権が発生してから！！

戸籍謄本・抄本や住民票などは受給権発生日以降（例えば65歳で受給権が発生する人なら65歳になってから）の新しいものが必要です。
以前から書類を用意しておいても、再度新しい書類を用意することになりかねませんのでご注意を。

1

65歳になったときに

老齢基礎年金

年金を受けるためには

次のような受給資格期間が...

- 1 国民年金保険料を納めた期間
- 2 国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間
- 3 納付とみなされる第3号被保険者期間
- 4 厚生年金や共済組合の加入期間
- 5 任意加入できる人が加入しなかった期間（＝合算対象期間）

あわせて
25年
以上
必要です

合算対象期間とは...

- 昭和36年4月以降の次の期間などをいいます。（年金額計算の対象にはなりません）
- (1) 厚生年金保険・船員保険・共済組合加入者の配偶者で任意加入しなかった期間（昭和61年3月まで）
 - (2) 学生で任意加入しなかった期間（平成3年3月まで）
 - (3) 海外に住んでいた期間
 - (4) 厚生年金などから脱退手当金を受けた期間（昭和61年3月まで）

加入可能年数早見表

国民年金制度が発足した昭和36年4月当時、20歳以上の人は60歳になるまでに40年間加入することができないため、生年月日に応じて下表のとりの短縮措置がとられています。

生年月日	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	25年（300月）
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	26年（312月）
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	27年（324月）
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	28年（336月）
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	29年（348月）
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	30年（360月）
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	31年（372月）
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	32年（384月）
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	33年（396月）
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34年（408月）
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35年（420月）
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36年（432月）
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37年（444月）
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38年（456月）
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年（468月）
昭和16年4月2日以後	40年（480月）

加入可能年数(40年間)
納めたときの年金額

満額 792,100円

繰上げ請求・繰下げ請求

基礎年金は原則として65歳からですが、希望すれば60歳からでも減額した年金を受けることができます（ただし、障害基礎年金が受けられなくなるなどの給付制限があります）。また66歳から70歳の間、受け取る年齢を遅らせて、増額した年金を受けることもできます。

●なお、一度繰上げ請求すると、生涯減額した年金を受けることになります。

■昭和16年4月1日以前に生まれた人（増減率が年単位）

請求年齢	減額率	請求年齢	増額率
60歳	42%	66歳	12%
61歳	35%	67歳	26%
62歳	28%	68歳	43%
63歳	20%	69歳	64%
64歳	11%	70歳	88%

■昭和16年4月2日以降に生まれた人（増減率が月単位）

繰上げ減額率 = 0.5% × 繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数

繰下げ増額率 = 0.7% × 繰下げ月数

年金額を計算してみましょう

792,100円 ×
$$\frac{\text{納付済期間}}{\text{加入可能年数}} + \frac{\text{1/4免除期間}}{6} \times \frac{5}{6} + \frac{\text{半額免除期間}}{3} \times \frac{2}{3} + \frac{\text{3/4免除期間}}{2} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{全額免除期間}}{3} \times \frac{1}{3} = \text{円}$$

（年額）

付加年金

国民年金第1号被保険者で月額400円の付加保険料を納めた方は、次の式で計算した付加年金が老齢基礎年金に加算されます。
200円 × 付加保険料納付月数

例

昭和21年4月10日生まれのTさん(30年納付)が60歳10ヵ月で請求すると・・・

繰上げ減額率 = 0.5 × 50ヵ月 = 25% → 受給率75%

792,100円 × $\frac{30\text{年} \times 12}{40\text{年} \times 12} \times 75\% = 445,600\text{円}$

（100円未満の端数処理、50円以上切り上げ）

2

一家の大黒柱が亡くなったとき

遺族基礎年金

受けられる遺族

亡くなった人に生計を維持されていた...

子と生計を同一にしている亡くなった人の妻
亡くなった人の子

子は18歳到達年度末までの間にある子が、20歳未満で1級、2級の障害のある子

年金額 792,100円 + 子の加算

受けられる要件

国民年金加入中の人が亡くなったとき。
国民年金に加入していた人で日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人が亡くなったとき。
老齢基礎年金の受給権者または、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人が亡くなったとき。

保険料納付要件（ ・ の場合のみ必要）

死亡前の加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めている（免除・猶予期間も含む）こと。死亡日が平成28年4月1日前にあるときは、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。

3

万一の事故や病気で
障害が残ったときに

障害基礎年金

受けられる要件

国民年金加入中に初診日のある病気・けがで障害認定日（初診日から1年6ヵ月を経過した日、または、症状が固定した日）に1級または2級の障害の状態になったとき。

障害認定日に該当しなくても、65歳になるまでに症状が悪化し、1級または2級の障害の状態になったとき。（65歳前に請求する）

保険料納付要件

初診日前の加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めている（免除・猶予期間も含む）こと。
初診日が平成28年4月1日前にあるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。

20歳前に障害のある人は、20歳から支給されます。

年金額

1級障害..... 990,100円
2級障害..... 792,100円 } + 子の加算

国民年金からの独自給付

第1号被保険者の方へ

寡婦年金

第1号被保険者として、保険料を25年以上納めた（免除を含む）夫が年金を受けることなく亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまでの間受けることができます。ただし、10年以上の婚姻関係が必要です。年金額は夫が受けられるはずだった老齢基礎年金の4分の3です。

死亡一時金

第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料の4分の1免除期間の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の4分の1に相当する月数を合算した月数が36月以上の人、年金を受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合、死亡した人と生計を同じにしていた遺族が受けられます。

死亡一時金を受ける権利は、2年を経過すると時効によって消滅します。

保険料納付済期間	死亡一時金の額
36月以上 180月未満	120,000円
180月以上 240月未満	145,000円
240月以上 300月未満	170,000円
300月以上 360月未満	220,000円
360月以上 420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

社会保険事務所からのお知らせ

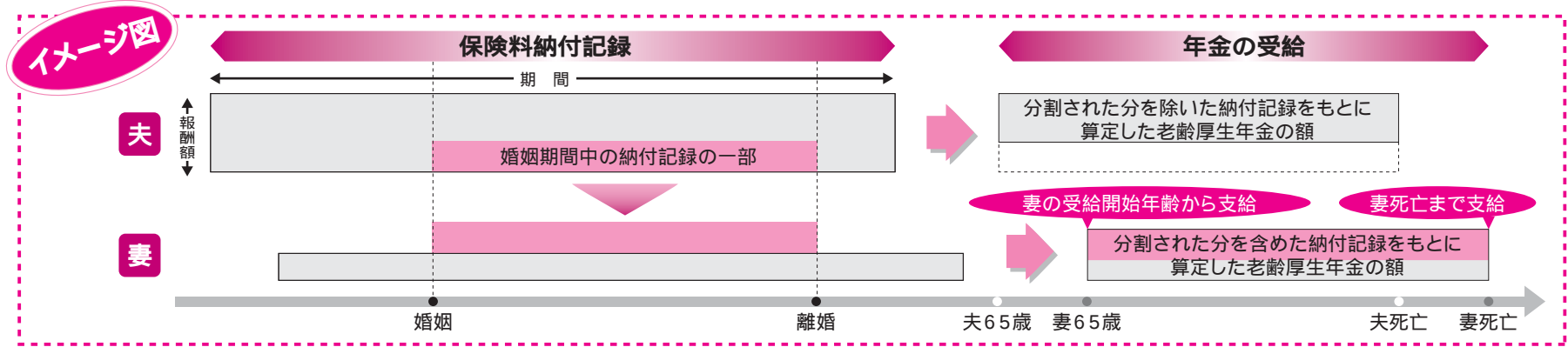
離婚時の厚生年金の分割(平成19年4月施行)

離婚時の厚生年金分割の仕組み

- 離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、離婚時に限り、当事者間で分割することを認める。
- 施行日以降に成立した離婚を対象とする。
ただし、施行日以前の厚生年金の保険料納付記録も分割対象とする。
- 分割割合(分割を受ける者の厚生年金の保険料納付記録の持ち分)は5割を上限とする。
- 離婚当事者間の協議で分割割合について合意の上、社会保険事務所に厚生年金分割の請求を行う。
- 合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、裁判所が分割割合を定めることができる。

離婚時の厚生年金分割の効果

- 保険料納付記録の分割を受けた者は、自身の厚生年金受給資格(老齢・障害等)に応じた年金を受給。
 - ・自身が老齢に達するまで老齢厚生年金は支給されない。
 - ・分割を行った元配偶者が死亡しても、自身の厚生年金受給に影響しない。
- 分割は厚生年金(報酬比例部分)の額のみに影響し、基礎年金の額には影響しない。
- 原則として、分割された保険料納付記録は厚生年金額算定の基礎とするが、年金受給資格期間等には算入しない。



当事者への情報提供の開始
(平成18年10月実施)

離婚時における厚生年金の分割を行うにあたって、当事者は、社会保険庁長官に対して、標準報酬改定請求を行うために必要な情報を請求することができる。情報提供の手続き等、その詳細については厚生労働省令で規定。社会保険事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料納付額証明書が送付されます

毎年暮れになると、その年の所得税の過不足を調整するための「年末調整」や翌年3月には「確定申告」を行います。国民年金の保険料納付額は「社会保険料控除」の対象になります。

この「社会保険料控除」を受けるには保険料を納めたことを証明するものを添付しなければなりません。

そこで、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が社会保険庁より送付されます。
この証明書を「年末調整」や「確定申告」の際ご利用ください。

保険料を納めると税金の負担が軽くなるなんてオトクね!



なるほど

社会保険料控除は、本人だけでなく家族分の保険料を納めた場合も対象となります。また、当年度だけでなく過去の分をさかのぼって納めた場合も控除が受けられます。

このように、公的年金は、社会保険料控除が受けられることにより税負担が軽くなるようになっています。公的年金の保険料を納入することは、将来の確実な年金を約束されると同時に、税金の面でもメリットがあります。

年金受給者のみなさんへ ~こんなときにはこんな手続きを!

誕生月がきたとき

年金受給権者現況届(今後、現況届の提出が原則不要となります。)

誕生月の初めに社会保険業務センターから現況届が自宅に送付されますので、必要事項を記入し誕生月の末日までに届くように返送してください。
年金請求をした日以後、1年以内に誕生月を迎える方には送付されません。

住所や年金の受取先を変えるとき

年金受給権者住所・支払機関変更届

届出用紙は社会保険事務所や市町村の国民年金窓口にあります。受取先を変えるときは届出用紙に金融機関の証明を受けることが必要です。届出は新住所地を管轄する社会保険事務所まで。

年金を受けている方が亡くなったとき

年金受給権者死亡届

この届に、亡くなった方の年金証書及び死亡を証明する書類を添付し、すみやかに提出してください。届出が遅れると、年金の過払いが生じ、遺族の方に後で返していただく場合があります。
亡くなった方が受け取るはずであった年金が残っているときは、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位で、未支給年金が支給されます(先順位者がある場合は受けられません)。上記の死亡届の添付書類に加えて、亡くなった方と請求者の身分を明らかにする戸籍謄本、生計を同じくしていたことを証明する住民票等を添付し提出してください。詳しくは社会保険事務所まで。

年金トクトク情報

経済変動にも負けない

物価の変動にあわせて年金額が改定される物価スライド制により、年金の価値が保障されています。

受け取る年金の3分の1は国庫から

基礎年金に必要な費用の3分の1は国、3分の2を加入者の保険料などで負担しています。

老後をずっと支える終身年金

生涯、一定の収入が保障されます。

国民年金のお問い合わせは
草加市保険年金課年金担当
〒340-8550 草加市高砂1-1-1 ☎048-922-0151(代表)内線3271~3

厚生年金・国民年金のお問い合わせは
春日部社会保険事務所
〒344-8561 春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4F・6F
☎048-737-7111(代表)

どうぞご利用ください

■社会保険庁ホームページ
アドレス <http://www.sia.go.jp>

★いろいろなことが調べられます
・年金の基礎知識
・年金を受けている方の各種手続き ほか

★年金額の簡易試算ができます
※このサービスは、あなたの年金額を簡易に試算するものです。お気軽にお試しください。
ただし、試算結果は将来の年金額を保障するものではありません。

お問い合わせは『おんきんダイヤル』へ!

○年金請求などの年金相談
☎0570-05-1165
○年金を受けている方の年金相談
☎0570-07-1165
受付時間はAM8:30~PM5:00
(土・日・祝日を除く)